

付 属 資 料

1 環 境 基 準

1. 大気汚染に係る環境基準

昭和48年5月8日 環境庁告示第25号
昭和48年5月16日 環境庁告示第35号
昭和53年7月11日 環境庁告示第38号
昭和56年6月17日 環境庁告示第47号からの抜粋

公害対策基本法第9条第1項による大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

(1) 環 境 基 準

- ア 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。
- イ アの環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- ウ アの環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 達 成 期 間

- ア 一酸化炭素、浮遊粒子状物質または光化学オキシダントに係る環境基準は、維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）
- イ 二酸化いおうに係る環境基準は、維持されまたは原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）
- ウ 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。
また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては原則としてこのゾーンにおいて、現状程度の水準を維持し、又これを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）

(3) 評 価 に つ い て

- ア 昭和48年6月12日付環大企第143号通達の要約
環境基準に照らして二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素による大気汚染の状態を評価する方法としては、短期的評価及び長期的評価が示されている。
短期的評価とは、測定を行った時間又は日についての測定結果を環境基準として定められた1時間値又は1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。
長期的評価とは、年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した1日平均値を環境基準の1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行わずに評価することとされている。
- イ 昭和53年7月17日付環大企第262号通達の要約
二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」と呼ぶ。）が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。

別 表

物 質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光 化 学 オキシダント
環境上の 条 件	1時間値の1日 平均値が0.04 ppm 以下であ り、かつ、1時 間値が0.1 ppm 以下であること。	1時間値の1日 平均値が10 ppm 以下であり、か つ、1時間値の 8時間平均値が 20 ppm 以下で あること。	1時間値の1日 平均値が0.10 mg/m ³ 以下であ り、かつ、1時 間値が0.20 mg /m ³ 以下である こと。	1時間値の1日 平均値が0.04 ppm から0.06 ppm までのゾ ーン内又はそれ 以下であること	1時間値が0.06 ppm 以下であ ること。
測定方法	溶液導電率法	非分散型赤外分 析計を用いる方 法	濾過捕集による 重量濃度測定方 法またはこの方 法によって測定 された重量濃度 と直線的な関係 を有する量がえ られる光散乱法、 圧電天びん法若 しくはベータ線 吸収法	ザルツマン試薬 を用いる吸光光 度法	中性ヨウ化カリ ウム溶液を用い る吸光光度法ま たは電量法

(備 考)

1. 浮遊粒子状物質とは、大氣中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

(注)

昭和53年7月改定までの二酸化窒素に係る環境基準は「1時間値の1日平均値が0.02 ppm 以下であること」となっている。

2. 水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年12月28日 環告59号
改正 昭和49年環告63号
同 昭和50年環告 3号
同 昭和57年環告46号)

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	カドミウム	シアン	有機磷 ^{りん}	鉛	クロム (六価)	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	PCB
基準値	0.01 mg/l 以下	検出されないこと	検出されないこと	0.1 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	0.0005 mg/l 以下	検出されないこと	検出されないこと
対象水域	全 公 共 用 水 域								
達成期間	直ちに達成し、維持するよう努める。								

- (注) 1 水質汚濁に係る環境基準は昭和45年4月21日に閣議決定された。
 2 基準値は最高値とする。ただし、総水銀に係る基準値については年間平均値とする。
 3 有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
 4 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。以下生活環境の保全に関する環境基準の項目において同じ。
 なお、アルキル水銀の項目については、ガスクロマトグラフ法及び薄層クロマトグラフ分離-原子吸光度法の両方法によってアルキル水銀を検出した場合以外の場合をいうものとする。
 5 総水銀に係る基準値は、河川においてその汚染が自然的原因によることが明らかである場合に限り、0.001 mg/l 以下とする。

※ 年間の測定値が0.0005 mg/l を超える検体数が、調査対象検体数の37%以上である場合を不適とする。(昭和49年12月23日付 環水管第182号 環境庁水質保全局長通達)

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河 川

項目 \ 類型	AA	A	B	C	D	E
利用目的の適応性	水道 1 級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の欄に掲げるもの	水産 3 級 工業用水 1 級及びD以下の欄に掲げるもの	工業用水 2 級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	工業用水 3 級 環境保全
水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1 mg/l 以下	2 mg/l 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以下	8 mg/l 以下	10 mg/l 以下
浮遊物質量 (SS)	25 mg/l 以下	25 mg/l 以下	25 mg/l 以下	50 mg/l 以下	100 mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
溶存酸素量 (DO)	7.5 mg/l 以上	7.5 mg/l 以上	5 mg/l 以上	5 mg/l 以上	2 mg/l 以上	2 mg/l 以上
大腸菌群数	50 MPN / 100ml 以下	1,000 MPN / 100ml 以下	5,000 MPN / 100ml 以下	—	—	—
対象水域等	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図-1 のとおりとする。					

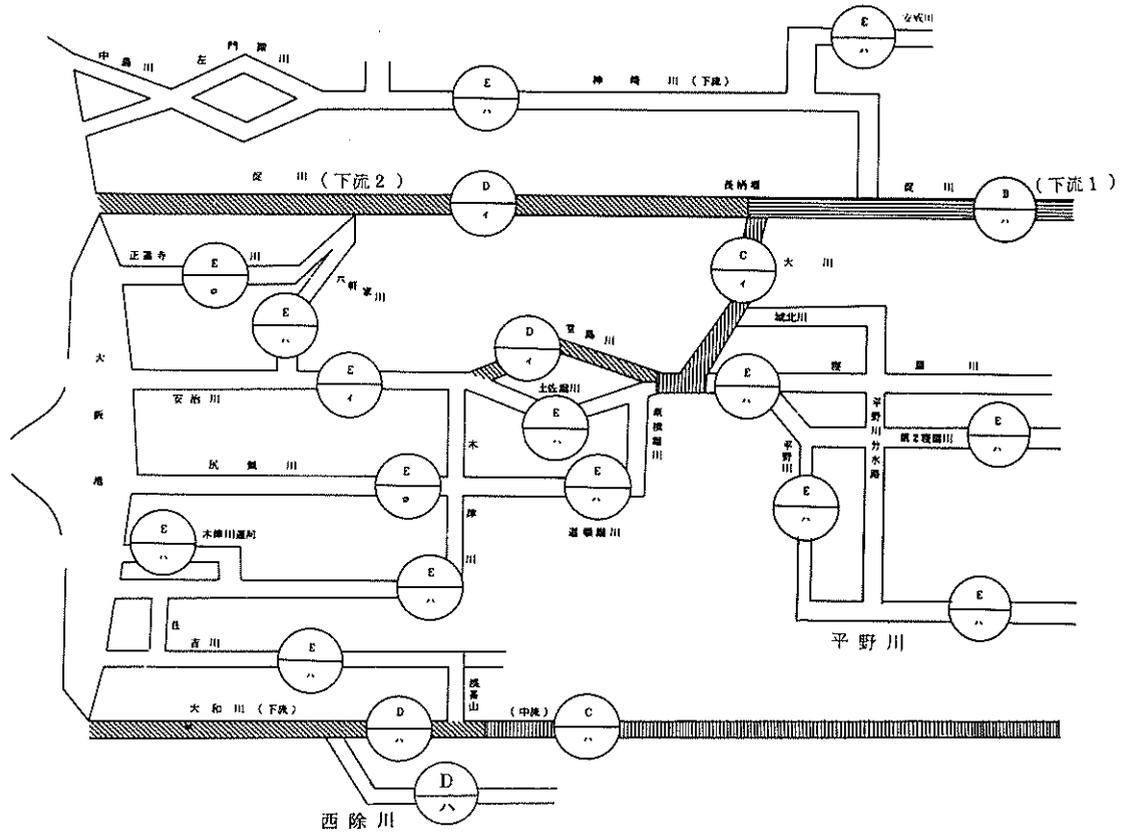
- (注) 1 基準値は、日間平均値とする(海域もこれに準ずる)。
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/l 以上とする。
 3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
 4 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。
 水道 2 級：沈でんろ過等による通常の浄水操作を行うもの。
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。
 5 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用。
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用。
 水産 3 級：コイ、フナ等β 一中腐水性水域の水産生物用。
 6 工業用水 1 級：沈でん等による通常の浄水操作を行うもの。
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの。
 7 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度。

イ 海 域

項 目	類 型	A	B	C	対 象 水 域 等
	利用目的の適応性	水産 1 級 水産 2 級 自然環境保全 及び B 以下の欄 に掲げるもの	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲 げるもの	環 境 保 全	
水素イオン濃度 (pH)		7.8 以上 8.3 以下	7.8 以上 8.3 以下	7.0 以上 8.3 以下	対象水域及びその水域が 該当する水域類型並びに 達成期間は、図-2 のと おりとする。
化学的酸素要求量 (COD)		2 mg/l 以下	3 mg/l 以下	8 mg/l 以下	
溶存酸素量 (DO)		7.5 mg/l 以上	5 mg/l 以上	2 mg/l 以上	
大腸菌群数		1,000 MPN /100ml 以下	—	—	
n-ヘキサン抽出 物質(油分等)		検出され ないこと	検出され ないこと	—	

- (注) 1 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100 ml 以下とする。
- 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
- 3 水産 1 級：マタイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用。
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用。
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度。

図 - 1 大阪市内河川水質環境基準類型図



(凡例)

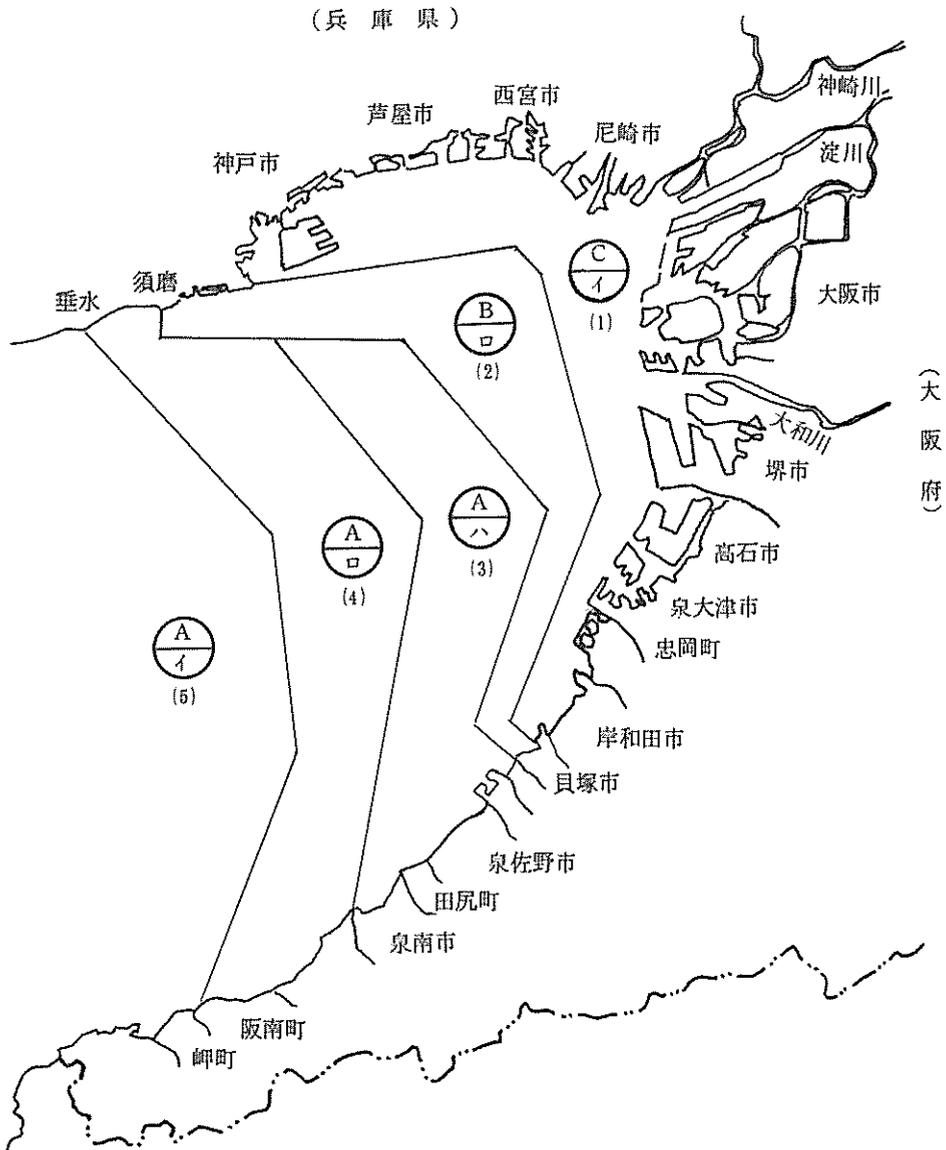
標準型

達成期間

達成期間
 イ 直ちに達成
 □ 5年以内で可及的速やかに達成
 △ 5年を超える期間で可及的速やかに達成

(注) 平野川、第2寝屋川は昭和50年10月に指定、大阪港は昭和46年12月、他は昭和45年9月に指定

図-2 大阪湾環境基準類型図



(凡例)					
<table border="1"> <tr> <td>類</td> <td>型</td> </tr> <tr> <td colspan="2">達成期間</td> </tr> </table>	類	型	達成期間		達成期間
	類	型			
	達成期間				
イ	直ちに達成				
ロ	5年以内で可及的速やかに達成				
ハ	5年を超える期間で可及的速やかに達成				

(注) 昭和46年12月指定

(3) 底質の暫定除去基準

(昭和50年10月28日付 環水管第119号)

1) 底質の暫定除去基準値

底質の暫定除去基準値は、別紙1及び2において定める物質ごとの基準値とする。

2) 底質の分析方法等

底質の暫定除去基準に該当するか否かの判定は、「底質調査方法」(昭和50年10月28日付け環水管第120号。以下「底質調査方法」という。)の精密調査の結果に基づき、メッシュを設定している場合にあってはそれぞれのメッシュの通常4つの交点の測定値の平均値をもって当該メッシュ内の平均濃度とし、その他の場合にあっては隣り合う2点の測定値の平均値をもって当該区間の平均濃度とし、それぞれの平均濃度において判定する。

なお、この測定値は、「底質調査方法」により定める採泥及び分析方法により測定した値をいう。

別紙 1

水銀を含む底質の暫定除去基準

水銀を含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)は、海域においては次式により算出した値(C)以上とし、河川及び湖沼においては25ppm以上とする。

ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S} \text{ (ppm)}$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \Delta H = \text{平均潮差 (m)} \\ J = \text{溶出率} \\ S = \text{安全率} \end{array} \right.$$

- (1) 平均潮差(m)は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振幅 (m)} \times \frac{12 \times 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期 (分)}}$$

- (2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。

- (3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。

なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。

1) 漁業が行われていない水域においては、10とする。

2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類(エビ、カニ、シヤコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等)の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね $1/2$ 以下である水域においては、50とする。

3) 2)の割合がおおむね $1/2$ を超える水域においては、100とする。

別紙 2

PCBを含む底質の暫定除去基準

PCBを含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)は、10ppm以上とする。

なお、魚介類のPCB汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

(4) 法令による排水規制基準（大阪市の地域に関係あるものの抜粋）

項 目	根拠法令	水 質 汚 濁 防 止 法	大阪府条例（上乘せ）		※4 下 水 道 法	※5 大阪市下水道 条 例		
			非上水源地域	許可排出基準 （上水源地域）				
有害物質 （健康項目）	カドミウム		0.1	0.01	0.1	0.1		
	シアン		1	N. D.	1	1		
	有機リン		1	N. D.	1	1		
	鉛		1	0.1	1	1		
	クロム（6価）		0.5	0.05	0.5	0.5		
	ヒ素		0.5	0.05	0.5	0.5		
	総水銀		0.005	0.005	0.005	0.005		
	有機水銀		N. D. ※2	N. D.	N. D.	N. D.		
	P C B		0.003	0.003	0.003	0.003		
	トリクロロエチレン		0.3	—	0.3	0.3		
テトラクロロエチレン		0.1	—	0.1	0.1			
その他 （生活環境項目）	pH	5.8～8.6※1	5.8～8.6		5～9	5～9		
	BOD 最高	160	別表1～4のとおり		600	600 (2,600)		
	“（日間平均値）	(120)			—	—		
	COD 最高	160			—	—		
	“（日間平均値）	(120)			600	600 (2,600)		
	SS 最高	200			5	別表5参照		
	“（日間平均値）	(150)			30			
	油（鉱物油）	5			既設5（大和川上流及び淀川 1）新設1		5	5
	“（動物植物油）	30					3	3
	フェノール類	5			3	3	3	3
	銅	3			5	5	5	5
	亜鉛	5	10	10	10	10		
	鉄	10	10	10	10	10		
	マンガン	10	2	2	2	2		
	クロム	2	15	15	15	15		
	ふっ素	15	—	2	—	2		
	ほう素	—	(3,000)	(3,000)……※3	—	—		
大腸菌群数	(3,000)	—	—	—	45℃			
温度	—	—	—	—	220			
ヨウ素消費量	—	—	—	—	※6			
色又は臭気	—	—	※6	—	※6			

(注)※1 海域に排出する場合はPH5.0～9.0

(単位：mg/l)

※2 N. D. とは「検出されないこと」を示す

※3 大腸菌群数は、1ml中の個数で示す

※4 特定事業場からの下水の排除が禁止される水質

※5 除外施設の設置を必要とする基準を示す

※6 放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと

BOD、SSについては大阪市下水道条例の規定にもとづく、汚水排除の承認を受けたものに限り、2,600mg/lを限度として基準を適用する。

(別表) 新条例(昭和49年10月28日府条例第53号)による上乘せ基準一覧表

1 下水道終末処理施設、し尿処理施設および共同処理施設以外の施設を設置する工場・事業場

新設 既設	業種	平均日排水量 (m^3 /日)	BOD および COD					
			大和川上流		寝屋川 大和川下流水域		神崎川 大阪市内水域	
			日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大
既	食料品製造業	30以上～50未満	120	150	120	150	120	150
		50～200	60	80	80	100	100	120
		200～1,000	45	60	60	80	70	90
		1,000～5,000	30	40	30	40	35	45
		5,000以上	25	30	25	30	25	30
	繊維工業	30～50	120	150	120	150	120	150
		50～200	80	100	100	120	100	120
		200～1,000	50	65	70	90	80	100
		1,000～5,000	35	45	40	50	50	65
		5,000以上	25	30	25	30	25	30
	パルプ・紙・ 紙加工品製造業	30～50	120	150	120	150	120	150
		50～1,000	80	100	80	100	100	120
		1,000～5,000	50	65	50	65	60	80
		5,000以上	30	40	30	40	30	40
		化学工業	30～50	120	150	120	150	120
	50～200		80	100	80	100	100	120
	200～1,000		50	65	60	80	80	100
	1,000～5,000		35	45	40	50	50	65
	5,000以上		25	30	30	40	30	40
	鉄鋼業 非鉄金属 金属製品製造業 機械又は 機械器具製造業	30～50	120	150	120	150	120	150
50～200		50	65	60	80	60	80	
200～1,000		30	40	35	45	40	50	
1,000～2,000		30	40	35	45	40	50	
2,000～5,000		20	25	20	25	20	25	
石油製品 石炭製品 製造業	30～50	120	150	120	150	120	150	
	50～500	50	65	50	65	50	65	
	500～1,000	30	40	30	40	30	40	
	1,000～5,000	30	40	30	40	30	40	
	5,000以上	10	15	10	15	10	15	
なめし皮・同製品 毛皮製造業・へ い獣取扱業と畜 場・畜産農業等	30～50	120	150	120	150	120	150	
	50～1,000							
	1,000～5,000							
	5,000以上							

(但し、BOD、CODについては特定海水使用工場を除く)

SS						※ 下水道整備地域内(従前の例)				備 考
大和川上流		寝屋川 大和川下流水域		神崎川 大阪市内水域		BODおよびCOD		SS		
日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大	
150	200	150	200	150	200	20	25	70	90	※ 従前の例の 値の方が小 さい場合は、 新条例の規 定にかかわ らず従前の 例を適用す る。
80	100	100	120	120	150					
70	90	80	100	100	120					
60	80	60	80	60	80					
50	65	50	65	50	65					
150	200	150	200	150	200					
100	120	120	150	120	150					
70	90	100	120	100	120					
60	80	70	90	70	90					
50	65	50	65	50	65					
150	200	150	200	150	200					
120	150	120	150	120	150					
90	110	90	110	90	110					
60	80	60	80	60	80					
150	200	150	200	150	200					
100	120	100	120	120	150					
70	90	80	100	100	120					
50	65	60	80	70	90					
30	40	40	50	40	50					
150	200	150	200	150	200					
100	120	120	150	120	150					
70	90	70	90	80	100					
70	90	70	90	80	100					
60	80	60	80	60	80					
40	50	40	50	40	50					
150	200	150	200	150	200					
120	150	120	150	120	150					
80	100	80	100	80	100					
80	100	80	100	80	100					
40	50	40	50	40	50					
150	200	150	200	150	200					
120	150	120	150	120	150					

新設 既設 の別	業 種	平均日排水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	BOD および COD					
			大和川上流		寝 屋 川 水域 大和川下流		神 崎 川 水域 大阪市内	
			日平均	最 大	日平均	最 大	日平均	最 大
既	ガ ス 業	30以上～ 50未満	50	65	50	65	50	65
		50 ～ 1,000						
		1,000 ～ 5,000						
		5,000 以上						
設	洗 た く 業	30 ～ 50	120	150	120	150	120	150
		50 ～ 1,000	100	120	100	120	100	120
		1,000 ～ 5,000						
		5,000 以上						
設	そ の 他 の 業 種	30 ～ 50	120	150	120	150	120	150
		50 ～ 200	60	80	80	100	80	100
		200 ～ 1,000	40	50	50	65	60	80
		1,000 ～ 5,000	25	30	30	40	40	50
		5,000 以上	20	25	25	30	30	40
新設	す べ て の 業 種	30 ～ 200	15	20	20	25	20	25
		200 ～ 5,000	10	15	15	20	20	25
		5,000 以上	5	10	5	10	5	10

2 共同処理施設を設置する工場又は事業場

既設	共同処理施設を 設置する工場等	30 ～ 1,000	40	50	60	80	100	120
		1,000 ～ 5,000	30	40	50	65	80	100
		5,000 ～ 10,000	30	40	50	65	80	100
		10,000 以上	20	25	30	40	40	50
新設	同 上	30 以上	20	25	20	25	20	25

3 下水道終末処理施設およびし尿処理施設を設置する工場又は事業場（従来通り）

区 分	BOD, COD (日平均)	SS (日平均)	水質汚濁防止法 <()は最大値>		
			BOD, COD	SS	
既設	活 性 汚 泥 法 標 準 散 水 ろ 床 法	20	70	120 (160)	150 (200)
	高 速 散 水 ろ 床 法 モディファイドエアレーション	60	120		
	沈 で ん 法	120	150		
新 設		20	70		

※ CODについては現在適用されておらず実施は別途告示される。

SS						※下水道整備区域内(従前の例)				備 考
大和川上流		寝屋川 大和川下流水域		神崎川 大阪市内水域		BODおよびCOD		SS		
日平均	最 大	日平均	最 大	日平均	最 大	日平均	最 大	日平均	最 大	
150	200	150	200	150	200	20	25	70	90	※ 従前の例の 値の方が小 さい場合は、 新条例の規 定にかかわ らず従前の 例を適用す る。
50	65	50	65	50	65					
150	200	150	200	150	200					
120	150	120	150	120	150					
150	200	150	200	150	200					
100	120	120	150	120	150					
80	100	90	110	100	120					
60	80	70	90	80	100					
40	50	60	80	70	90					
50	65	50	65	50	65					
30	40	50	65	50	65					
20	25	20	25	20	25					

80	100	100	120	120	150	20	25	70	90	同 上
70	90	90	110	110	130					
70	90	90	110	110	130					
60	80	70	90	80	100					
50	70	50	70	50	70					

区 分		BOD, COD (日平均)
し尿 浄化 槽	建築基準法施行令(昭和25年政令238号) 第32条第1項の規定に基づき特定行政庁が衛生 上特に支障があると認めて規則で指定する区域	処 理 対 象 人 員 501 人 以 上
	そ の 他 の 区 域	以 上 以 下 501 人 ~ 2,000 人
		2,001 人 以 上
そ の 他 の し 尿 処 理 施 設		30

4 特定海水使用工場

新設既設の別	業種	平均日排水量 (m^3 /日)	BODおよびCOD		備考
			日平均	最大	
既設	化学工業	5,000 m^3 未満	23	28	港湾法第2条第3項に規定する港湾区域又は大阪府の区域に属する海域の水を1日当たり平均的に1,000 m^3 以上を使用する工場等に適用する。
		5,000以上～10,000未満	21	26	
		10,000～20,000	19	24	
		20,000～50,000	17	22	
		50,000～200,000	13	18	
		200,000以上	10	15	
	鉄鋼業	5,000 m^3 未満	12	17	
		5,000以上	10	15	
	ガス業	5,000 m^3 未満	31	40	
		5,000～10,000	28	38	
		10,000～20,000	23	28	
		20,000～50,000	18	23	
		50,000～200,000	11	16	
	その他の業種	200,000以上	10	15	
		5,000 m^3 未満	13	18	
		5,000～10,000	12	17	
		10,000～20,000	11	16	
20,000～50,000		10	15		
新設	すべての業種		5	10	

5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

	平均日排出量 (m^3 /日)	新 条 例		*** 下水道整備区域		備考
		鉍油類	動植物油脂	鉍油類	動植物油脂	
既設	30以上～1,000未満	5	30	5	10	***の値の方が小さい場合は新条例にかかわらず***の値を適用する。
	1,000～5,000	4	20			
	5,000以上	3	10			
新設	30～1,000	4	10			
	1,000～5,000	3	10			
	5,000以上	2	5			

3. 騒音に係る環境基準

(昭和46年5月25日 閣議決定)

地域の類型および時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
AA	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	35ホン(A)以下
A	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下
B	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下道路に面する地域という。)については、目標値は上表によらず次表の基準値に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下

(注)本目標値は航空機騒音、鉄道騒音および建設騒音には適用しないものとする。

地域の類型	該当地域
AA	大阪市内該当なし
A	第一種住居専用地域(市内該当なし)、第二種住居専用地域、住居地域
B	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(昭和47年大阪府公告第307号)
(昭和49年大阪府公告第135号)

4. 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月27日 環境庁告示第154号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値 (単位 WECPNL)
I	70以下
II	75以下

地域の類型Ⅰ、Ⅱについては次のとおりである。

地域の類型	該 当 地 域
Ⅰ	第一種住居専用地域（市内該当なし）、第二種住居専用地域、住居地域
Ⅱ	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

（昭和51年 大阪府公告第90号）

環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分	達成期間	改 善 目 標
新設飛行場 第3種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	
第2種空港 (福岡空港を除く)	A	5年以内
	B	
新東京国際空港	10年以内	5年以内に、85WECPNL未満とすること又は、85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。
第1種空港（新東京国際空港を除く。）及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1. 5年以内に、85WECPNL未満とすること又は、85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2. 10年以内に、75WECPNL未満とすること又は、75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。

WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level 荷重等価平均感覚騒音レベル)

1日2～3回だったら、かなり騒音レベルの高いものであっても、少しはがまんでできるとしても、これが数百回ともなれば、騒音レベルが低くてもうるさくてかなわないということになる。また、同じ大きさの騒音でも昼としずかな夜では、夜の方がより「うるさい」と感じる。

このように騒音のくり返し効果も考え、さらに、同じ大きさの騒音でも夜の方に重みをかけて (Weighted) 作られた単位がWECPNLである。

$$WECPNL = dB(A) + 10 \log N - 27$$

$$\text{ただし、} N = N_2 + 3N_3 + 10(N_4 + N_1)$$

N_2 : 昼 (AM7～PM7) の機数 N_3 : 夕 (PM7～PM10) の機数

N_4 : 深夜 (PM10～PM12) の機数 N_1 : 深夜 (AM0～AM7) の機数

5. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年7月29日 環境庁告示第46号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70ホン以下
II	75ホン以下

地域の類型I、IIについては次のとおりである。

地域の類型	地域類型をあてはめる地域
I	第一種住居専用地域(市内該当なし)、第二種住居専用地域、住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(備考) 地域類型をあてはめるのは、新幹線鉄道の軌道中心線より両側300m以内の地域

(昭和51年 大阪府公告第147号)

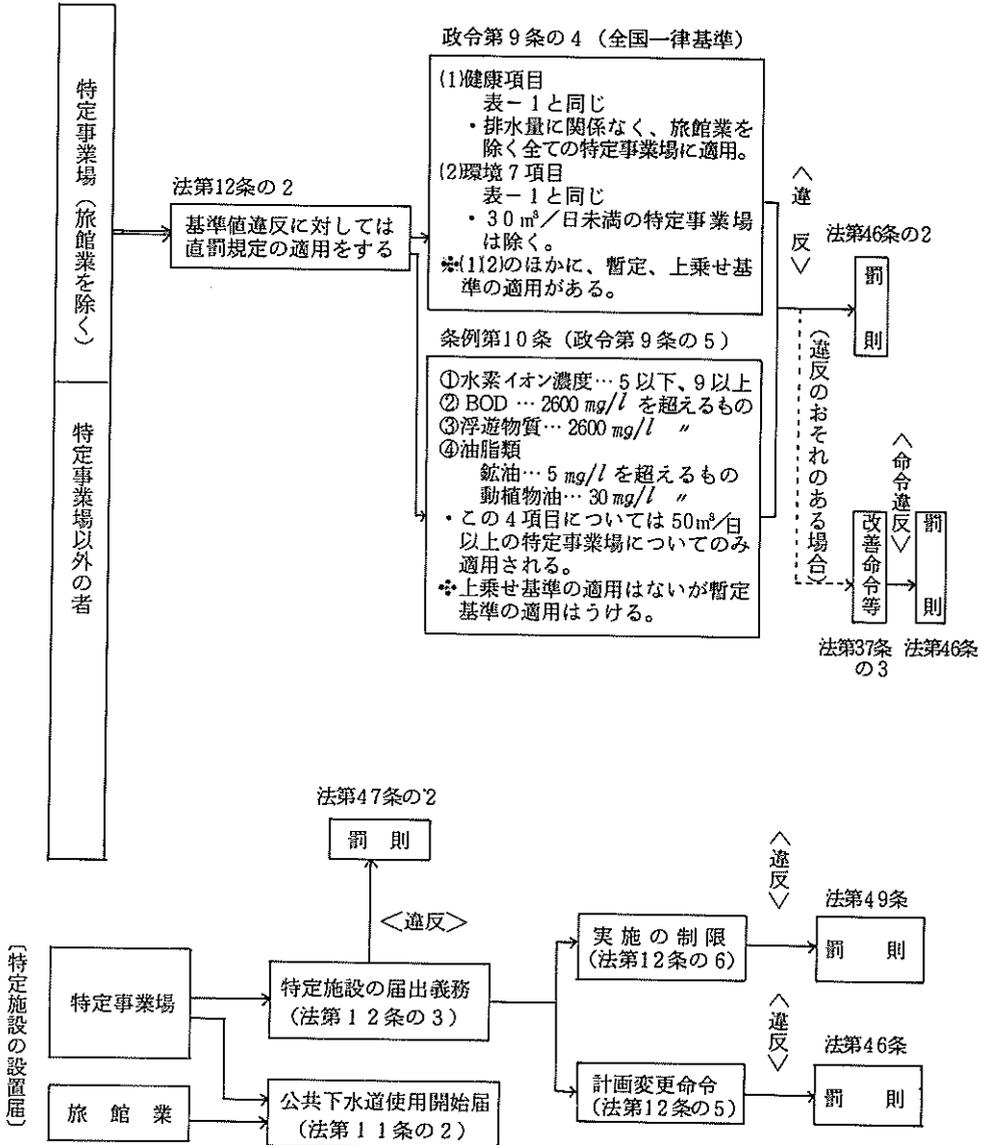
環境基準は、関係行政機関及び地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間			
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間	
a	80ホン以上の区域	3年以内	開業時直ちに	開業時に直ちに	
b	75ホンを超え80ホン未満の区域	I	7年以内		開業時から3年以内
		ロ	10年以内		
c	70ホンを超え75ホン以下の区域	10年以内	開業時から5年以内		

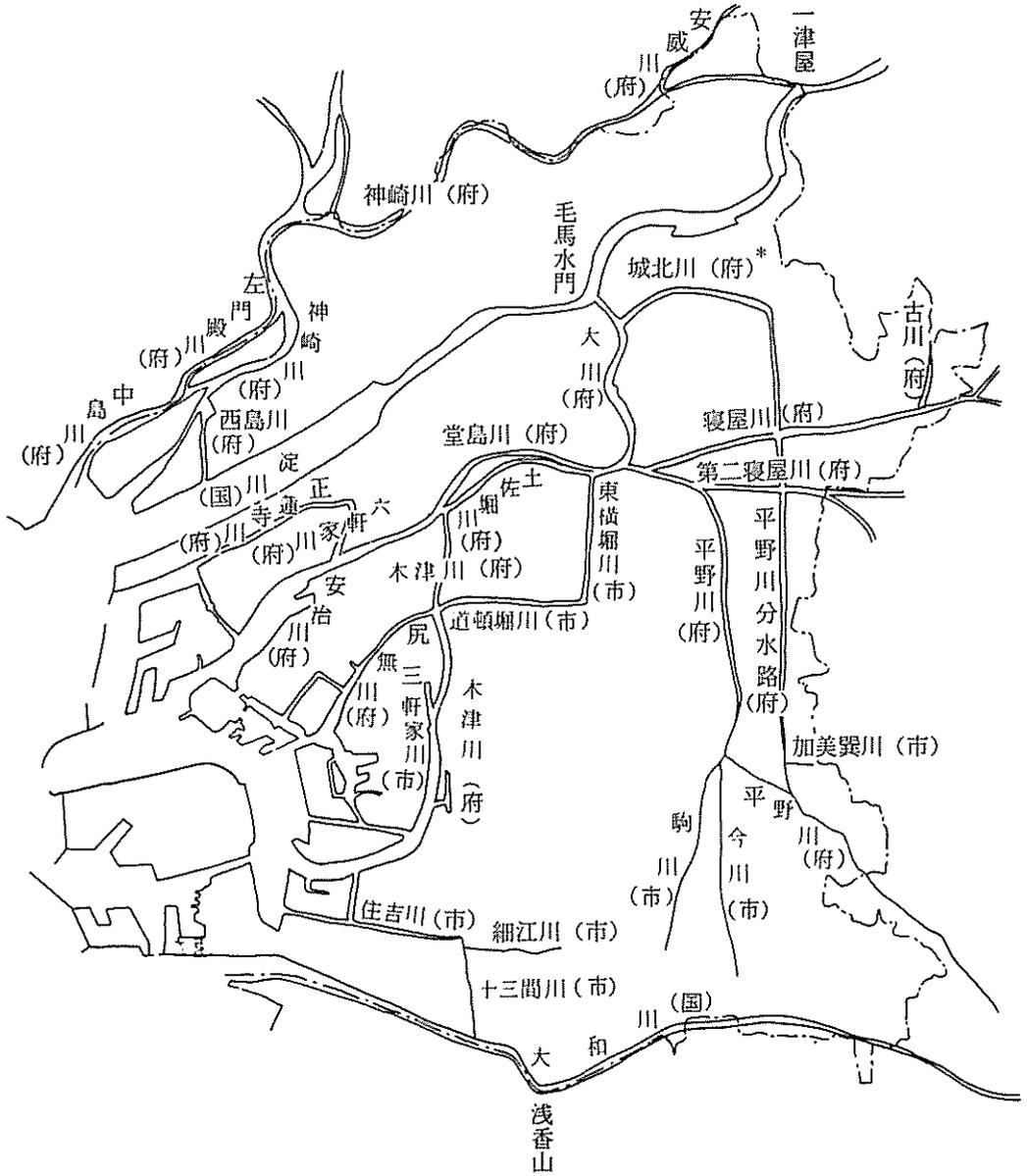
備考 bの区域中Iとは、地域類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはIを除く区域をいう。

〔特定事業場に対する直罰規定に係るもの〕



(注 意)
〔汚水の排出者とは全ての事業場のことをいい、この〕
中で、特定事業場とそれ以外とに分かれる。

大阪市内河川管理図（図4-1-1）



(注) (国)：建設大臣管理河川
 (府)：大阪府知事管理河川
 (市)：大阪市長管理河川

* ……城北川は旧城北運河のことで、60年4月1日付けで一級河川となり名称も変更となった。

大阪市公害対策関係本部組織

1. 大阪市公害対策本部

大阪市公害対策本部設置要綱

(昭和45年8月7日設置)

(昭和50年4月1日改正)

(平成元年2月1日改正)

(設置)

第1条 公害防止その他環境に係る総合的施策を強力かつ円滑に推進するため、本市に大阪市公害対策本部（以下「本部」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 公害防止その他環境に係る施策の推進に関すること。
- (2) 公害防止その他環境に係る基本計画に関すること。
- (3) 公害防止その他環境に係る調査研究に関すること。
- (4) その他各号に掲げるもののほか必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は市長、副本部長は助役、本部員は別表1に掲げる職にある者を充てる

(本部長等の職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、必要に応じ本部長の職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が随時関係本部員を招集して行う。

- 2 本部員に事故があるときは、その指名する幹事が会議に出席してその職務を行うことができる。

(幹 事)

第6条 本部員を補佐するため、本部に幹事を置く。

2 幹事は、別表2に掲げる職にある者を充てる。

3 必要があるときは、関係幹事をもって幹事会議を行う。

(庶 務)

第7条 本部の庶務は、環境保健局において行う。

(実施の細目)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

本要綱は、平成元年2月1日から施行する。

別表1 (本部員)

市 長 室 長	都 市 整 備 局 長	水 道 局 長
計 画 局 長	建 設 局 長	消 防 局 長
経 済 局 長	下 水 道 局 長	教 育 局 長
環 境 保 健 局 長	港 湾 局 長	
環 境 事 業 局 長	交 通 局 長	

別表 2 (幹事)

市長室企画部総合計画課長

“ 秘書部広報報道課長

計画局調整部調整課長

“ 計画部地域計画課長

“ “ 都市計画課長

“ 建築指導部指導課長

“ 交通政策室計画調査課長

経済局中小企業部商工課長

“ 経済企画部農政課長

工業研究所工業化学課長

“ 有機化学課長

“ プラスチック課長

“ 無機化学課長

“ 機械課長

環境保健局環境部環境管理課長

“ “ 計画調整課長

“ “ 環境保全課長

“ “ 自動車公害対策課長

環境汚染監視センター所長

環境科学研究所企画調整課長

“ 環境分析課長

“ 環境工学課長

環境事業局業務部庶務課長

“ “ 業務課長

“ “ 産業廃棄物指導課長

“ 施設部管理課長

都市整備局計画開発部再開発課長

建設局管理部庶務課長

“ 街路部計画課長

“ 土木部工務課長

“ “ 道路建設課長

“ “ 河川課長

“ 公園緑地部企画課長

“ “ 緑化課長

下水道局管理部管理課長

“ “ 水質規制課長

“ 建設部計画課長

港湾局管理部港営課長

“ 企画振興部開発課長

“ “ 計画課長

交通局総務部企画課長

“ 自動車部業務課長

“ “ 整備課長

“ 建設技術本部技術部工務課長

“ “ 建設部土木課長

水道局工務部計画課長

“ “ 水質試験所長

消防局予防部予防課長

教育委員会事務局総務部施設課長

“ “ 整備課長

“ 社会教育部文化財保護課長

2. 大阪市河川浄化対策本部

大阪市河川浄化対策本部設置規程

(昭和49年6月11日設置)

(昭和58年4月1日改正)

(設 置)

第1条 本市市域内の河川、水路及び港湾（以下「河川等」という）の環境浄化と水質汚濁対策を強力、かつ、円滑に推進するため、本市に大阪市河川浄化対策本部（以下「本部」という）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務の事業計画の調整及び実施の推進を図る。

- (1) 河川等の水質浄化に関すること
- (2) 河川等の清掃及び浚渫に関すること
- (3) 下水道の整備に関すること
- (4) 工場排水規制に関すること
- (5) 水辺環境の整備に関すること
- (6) その他河川等の浄化に関すること

(組 織)

第3条 本部は、本部長及び本部員で構成する。

- 2 本部長は、市長の指定する助役をもって充てる。
- 3 本部員は、別表にあげる職にあるものをもって充てる。

(本部長)

第4条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名する本部員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 本部の会議は、本部長が随時関係本部員を招集して行なう。

(幹 事)

第6条 本部に幹事を置く。

- 2 幹事は、本市職員の中から市長が命ずる。
- 3 幹事は、本部の所掌事務について本部員を補佐する。
- 4 幹事会議は、必要に応じて随時開催する。

(庶 務)

第7条 本部の庶務は、環境保健局において処理する。

(施行の細目)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、本部長が定める。

(2) 別表 (本部員)

計 画 局 長	下 水 道 局 長
経 済 局 長	建 設 局 長
環 境 保 健 局 長	港 湾 局 長
環 境 事 業 局 長	水 道 局 長

(3) 幹 事

計画局調整部調整課長	建設局土木部河川課長
〃 計画部都市計画課長	〃 公園緑地部企画課長
経済局経済企画部農政課長	下水道局管理部管理課長
環境保健局環境部環境管理課長	〃 〃 水質規制課長
〃 〃 計画調整課長	〃 建設部計画課長
環境科学研究所環境分析課長	港湾局企画振興部開発課長
環境事業局業務部業務課長	水道局工務部計画課長
〃 施設部管理課長	〃 〃 水質試験所長

平成元年度 大阪市公害関連事業予算

項 目	主 要 事 業	合 計	環境保健局	環境事業局
大 気 汚 染 防 止 対 策	大気環境監視、総量規制対策、 自動車排出ガス対策、光化学ス モッグ対策、悪臭対策、窒素酸 化物対策推進事業、規制・指導 等	(494,909) 772,577	(480,709) 749,946	(11,500) 20,831
水 質 汚 濁 防 止 対 策	水質監視、河川・港湾等しゅん せつ、河川浄化に関する調査等 汚水処理施設整備、規制・指導 等	(7,262,805) 7,994,621	(93,596) 107,635	(25,964) 25,072
水 域 環 境 整 備 事 業	親水河川・公園・遊歩道の整備 臨海公園等整備、不法投棄防止 対策、水面清掃	(3,637,448) 3,230,947		(46,120) 45,230
騒 音 振 動 防 止 対 策	航空機騒音対策、規制・指導・ 調査等	(144,589) 139,860	(68,089) 103,040	
公 害 保 健 対 策	健康被害者補償事業、健康影響 調査	(27,779,637) 27,816,674	(27,779,637) 27,816,674	
産 業 廃 棄 物 対 策	処理計画策定・推進、処理施設 等整備、規制・調査等	(228,677) 226,085		(67,025) 68,596
工 場 適 正 配 置 事 業	公害工場跡地買収、工場集団化	(1,000,179) 1,000,179	(1,000,179) 1,000,179	
融 資 ・ 助 成 事 業	公害防止設備資金融資、利子助 成等	(1,142,733) 1,035,140	(1,142,733) 1,035,140	
緑 化 対 策	都市公園・街路等緑化、その他 公園等整備	(3,773,335) 4,656,685		
地 盤 沈 下 対 策	地盤沈下・地下水位観測他	(22,986) 20,429	(22,986) 20,429	
そ の 他	普及啓発、苦情処理、環境情報 管理、公害検査事業、審議会等 組織運営他	(147,564) 172,348	(146,578) 171,362	
合 計		(45,634,862) 47,065,545	(30,734,507) 31,004,405	(150,609) 159,729

(単位：千円)

下水道局	建設局	港湾局	経済局	教育委員会	計画局
			(2,700) 1,800		
(6,362,875) 7,085,405	(217,000) 158,100	(531,500) 558,050	(31,870) 60,359		
(3,159) 2,339	(3,507,099) 3,139,778	(68,376) 31,324	(12,694) 12,276		
				(76,500) 36,820	
	(126,000) 136,000		(34,650) 20,757		(1,002) 732
	(3,737,335) 4,590,080			(36,000) 66,605	
			(986) 986		
(6,366,034) 7,087,744	(7,587,434) 8,023,958	(599,876) 589,374	(82,900) 96,178	(112,500) 103,425	(1,002) 732

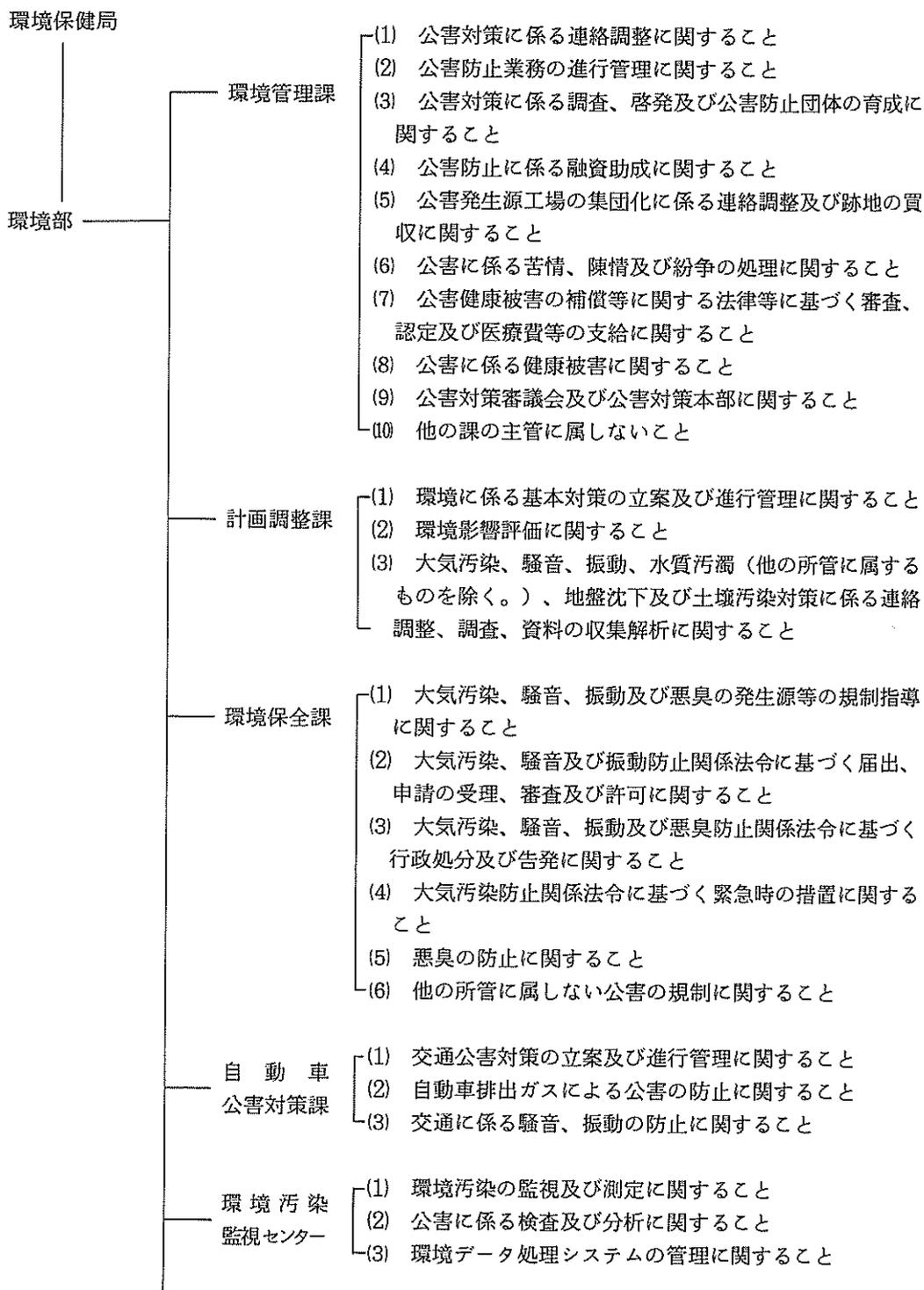
() は前年度予算

公害規制関係職員数

(元. 6. 1現在)

局・部 課・係	職 種	事 務	薬 劑 師	獣 医 師	保 健 婦	技 術						看 護 婦	生 活 衛 生 指 導 員	自 動 車 運 転 手	一 般 作 業 員	計	備 考			
						機 械	電 氣	土 木	衛 生 環 境 工 学	化 学	建 築						気 象	備 考		
																		備 考		
環 境 部	環境管理課 管理係	10											18	7	35	61	部 課 企 主	長 代 理 主 査	1 1 1 4 4	
	調査指導係	6			1										7					
	審査係	7	1												8					
	給付係	10									1				11					
環 境 保 健 局	計画調整課計画管理係	2	1		1		2	3		1					10	19	課 技 術 係 主	長 代 理 主 査	1 1 3 4	
	大気調査係		4		1										5					
	水質調査係		2				1	1							4					
環 境 保 全 課	環境保全課	北部方面規制係	5	2	2			1							10	28	技 術 監 主	長 代 理 主 査	1 1 4	
		中部方面規制係	6					1							7					
		南部方面規制係	4		2				1						7					
		臭気対策係	1	3											4					
環 境 部	自動車対策課	企画係	1	1		2	1	1							6	14	課 長 主	長 代 理 主 査	1 1 3 1	
		自動車排ガス係		2		1			1						4					
		交通騒音係		1	1	1			1						4					
環 境 部	環境汚染監視センター	1	5		3		2	3						1	15	15	所 主	長 査	1 4	
	小 計	38	35	3	14		1	7	10	1	1	1	18	7	1					137
環 境 事 業 局 業 務 部	産業廃棄物指導課	7	16	0				0							1	24	課 技 術 主	長 代 理 主 査	1 1 1 7	
	小 計	2	3												1	53				
下 水 道 局 管 理 部	水質規制課 管理係	2						10						1	3	16	53	課 係 主	長 代 理 主 査	1 1 4 2
	第1規制係		3					7							6	16				
	第2規制係							5							4	9				
	水質試験所							11							1	12				
	小 計	2	3					33						1	14	53				
2 4 保 健 所		49	117	60				1					98			325	環 境 保 健 主	課 副 主 査	長 幹 査	24 7 24 64
計	96	171	63	14		1	7	44	1	1	1	116	8	16	539					

公害規制関係組織機構（平成元年4.1日現在）



保健所
(24)

- (1) 公害対策基本法その他公害関係法令（公害健康被害の補償等に関する法律を除く。）に関する事
- (2) 公害対策に係る啓蒙、調査、監視及び指導に関する公害に係る相談の受付に関する事
- (3) 公害防止関係団体の育成に関する事
- (4) 公害健康被害の補償等に関する法律に関する事

環境事業局

業務部

産業廃棄物
指導課

- (1) 産業廃棄物処理の基本計画、調査研究及び関係団体との連絡に関する事
- (2) 産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理業者の指導監督に関する事
- (3) 産業廃棄物処理の規制に関する事
- (4) 産業廃棄物の中間処理及び最終処分事業に関する事
- (5) 産業廃棄物処理施設に関する事

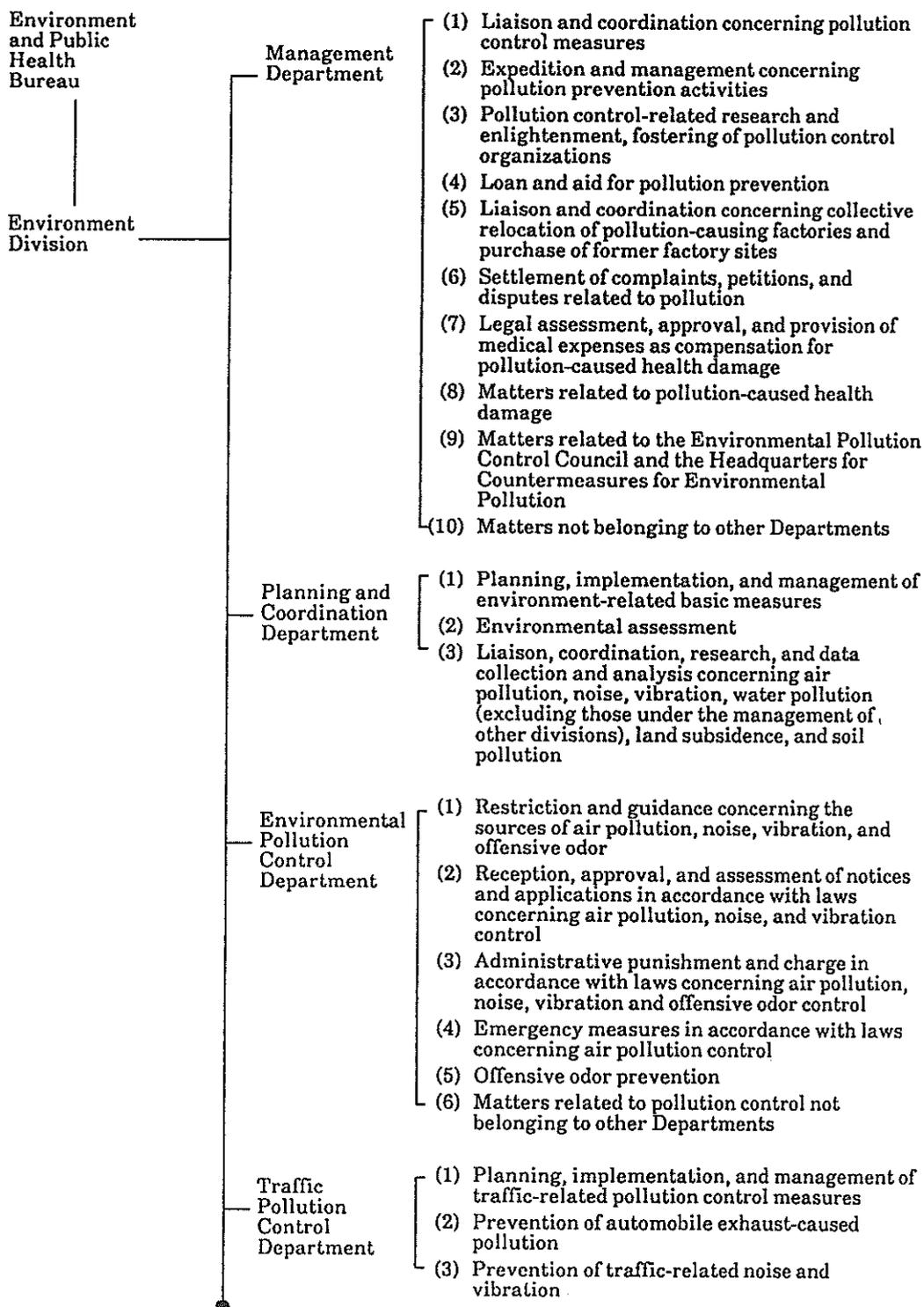
下水道局

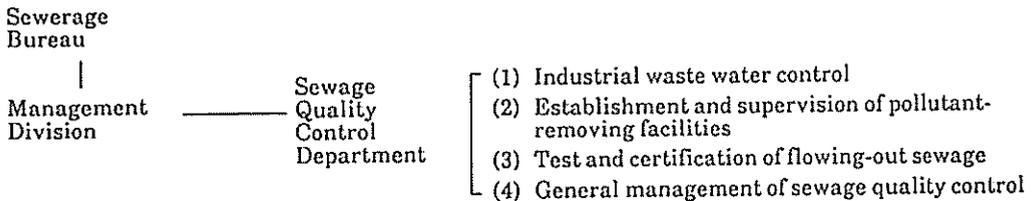
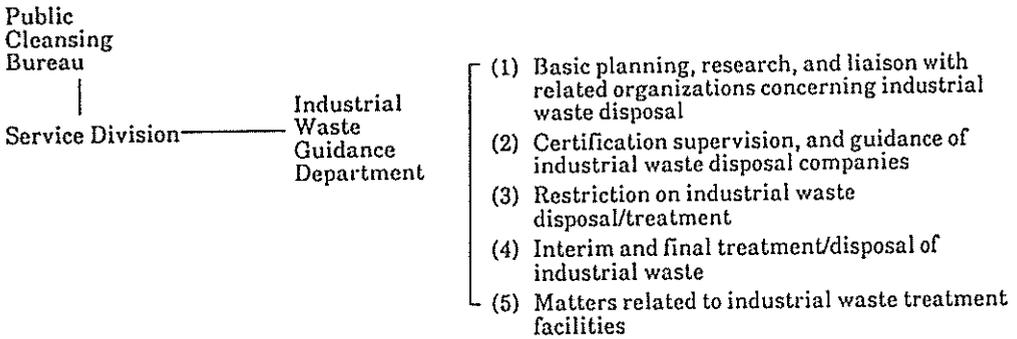
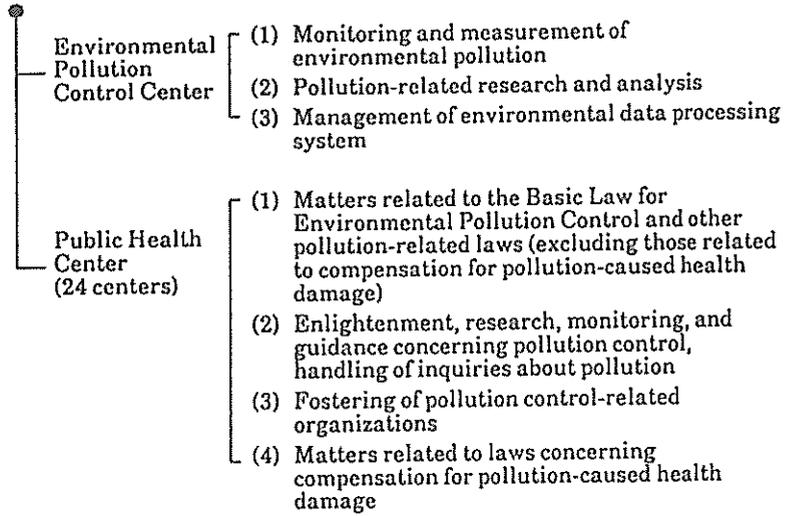
管理部

水質規制課

- (1) 工場排水の規制に関する事
- (2) 除害施設の設置指導に関する事
- (3) 排出汚水の水質の調査及び認定に関する事
- (4) 下水の水質管理の総括に関する事

Pollution Control-related Organizational Structure





公害関係協議会等一覧表

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
1	大阪市公害対策 審 議 会 (37. 3. 31)	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部環境管理課 (会長) 元大阪市立大学 理学部教授 齋藤 行正	委員 30名	公害関係諸問題についての重要 事項の調査及びその対策の審議 に関する事務 (大気・水質・騒音振動・廃棄 物・総合調査の5部会を設置)
2	大都市公害主管局 長会議 (44. 11. 14)	加盟都市持回り	札 幌 市 東 京 市 横 浜 市 川 崎 市 名 古 屋 市 京 都 市 大 阪 市 神 戸 市 広 島 市 北 九 州 市 福 岡 市 仙 台 市	公害行政の諸問題について意見 の交換と相互の連絡を行い、公 害行政の効果的推進に資するこ とを目的とする
3	大阪府市公害行政 連絡協議会 (42. 1. 10)	府、市交互に担当	大 阪 府 大 阪 市	府、市交互の緊密な連絡協議を 図り、統一的効果的な公害行政 の推進を期する
4	大阪府市長会行政 部会公害問題主担 者会議 (45. 4. 1)	大阪府市長会	府 下 3 1 市	大阪府下各市の公害行政に関す る連絡を密にし、その円滑な運 営を図り、公害行政全般の改 善推進に資することを目的とす る
5	大阪市公害防止会 連合会 (35. 11. 16 - -大阪市煤煙防止 会連合会として)	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部環境管理課 (会長) 城東区公害防止会 会長 行田 一典	北区都市環境研究 会ほか 23公害防止会	公害発生関係事業主により公害 関係諸調査研究、啓発等の自主 実践活動を行うほか、自治体の 公害行政に協力し、対策の実を 挙げる

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
6	全国大気汚染防止 連絡協議会 (38.10.1)	東京都及び大阪府 (常任幹事)	大気汚染関係府県 市及び国の関係省 庁	大気汚染防止法に基づく諸対策 に関する各自治体の情報交換及 び技術上の問題の検討、国への 要望
7	近畿大気汚染常時 監視連絡会 (50.9.9)	加盟府県市持回り	大阪府 京都府 兵庫県 和歌山県 奈良県 滋賀県 大阪市 京都市 神戸市 堺市 尼崎市 姫路市 西宮市 和歌山市 大津市 高石市	(目的) 大気に係る汚染の広域性にかん がみ、近畿関係府県、市域にお ける効果的かつ精度の高い常時 監視を行うため、環境測定に必 要な基礎データの交換、情報の 通報、監視技術及び知識の向上 に資するための調査研究を行 う。
8	大阪自動車公害対 策推進会議 (43.5.27)	(事務局) 大阪府環境保健部 環境局交通公害課 大阪府環境保健部 環境部自動車公害 対策課 (議長) 大阪府知事 岸 昌 大阪市長 西尾 正也	大阪府 大阪市 近畿運輸局 大阪府警察本部 大阪府陸運事務所 近畿地方建設局 大阪商工会議所 大阪青年会議所 大阪府市長会 大阪府町村長会 大阪府自家用自動 車連合協会 など22団体	自動車公害防止に関する対策を 積極的に推進するため、次のこ とを行う (1) 推進すべき自動車公害対策 とその推進方法 (2) 自動車公害対策に関する情 報の交換 (3) その他自動車公害防止対策 について特に必要と認める事 項

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
9	七大都市自動車技術評価委員会 (50. 2. 1)	神戸市	東京都 横浜市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 川崎市	自動車公害に係る対策事業並びに自動車公害低減技術、低公害自動車の開発等に係る調査研究及び情報の交換を行う
10	瀬戸内海環境保全 知事・市長会議 (46. 7. 14)	(事務局) 兵庫県保健環境部 (議長) 兵庫県知事 貝原 俊民	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 大分県 京都市 大阪市 神戸市 広島市 北九州市	(目的) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨に則り、広域的な相互協力によって、瀬戸内海の環境の保全を図り、もって人間性豊かな生活ゾーン実現すること (事業) (1) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨の徹底 (2) 瀬戸内海の環境保全のための基本施策の推進 (3) 国に対する建議及び要望 (4) その他必要な事項
11	(社) 瀬戸内海環境保全協会 (51. 12. 22)	兵庫県知事 貝原 俊民	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県	(目的) 瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚並びに調査研究、その他の行事を行うことにより、比類のない景勝地であり、漁業資源の宝庫でもある国民共通の財産たる瀬戸内海の環境保全に資すること (事業) (1) 瀬戸内海の環境保全に関する

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
			愛媛県、福岡県、大分県、京都府、大阪府、神戸市、広島市、北九州市など40団体	<p>る思想の普及及び意識の高揚</p> <p>(2) 瀬戸内海の環境保全に関する調査研究</p> <p>(3) 瀬戸内海の環境保全活動に関する指導助成</p> <p>(4) 瀬戸内海の環境保全に関する情報の収集及び提供</p>
12	大阪湾海水汚濁対策協議会 (47.11.21)	(事務局) 神戸市環境局公害対策部水質保全課 (代理理事) 神戸市長 宮崎 辰雄 (元、2年度)	大阪府、兵庫県、和歌山県、大塚市、和田市、大津市、堺市、佐野市、石南町、泉南町、田尻町、岬町、阪南町、神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、津名町、淡路町、東浦町、和歌山	<p>(目的)</p> <p>広域的視野にたち、相互協力を蜜にし、大阪湾海水汚濁対策の推進を図り、もって大阪湾の浄化を実現にすること</p> <p>(事業)</p> <p>(1) 大阪湾海水汚濁対策の推進</p> <p>(2) 大阪湾の水質監視及び水質測定相互協力と情報交換</p> <p>(3) その他必要事項</p>

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
13	淀川水質汚濁防止 連絡協議会 (33. 7. 14)	(事務局) 近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 堀 泰晴	近畿地方建設局 大阪通産局 国土庁大都市圏整備局 水質源開発公団 阪神水道企業団 大阪府 京都府 滋賀県 三重県 奈良県 兵庫県 大阪市 高槻市 枚方市 守口市 寝屋川市 吹田市 京都市 神戸市 尼崎市 伊丹市 西宮市 奈良市	淀川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握すると共に、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚濁防止対策について検討し、淀川水質改善の実効をあげるため、次の事業を行う。 (1) 淀川の水質保全に関して必要な広報、その他の運動 (2) 寝屋川浄化対策事業に対する協力 (3) 各河川における水質改善のための調査 (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業
14	大和川水質汚濁防止 連絡協議会 (42. 5. 12)	(事務局) 近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 堀 泰晴	近畿地方建設局 大阪通産局 国土庁大都市圏整備局 大阪府 大阪市 堺市 富田林市 河内長野市 松原市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市	大和川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握するとともに、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法、並びに汚濁防止対策について検討し、大和川水質改善の実効をあげることを目的とし、次の事業を行う (1) 大和川の水質保全に関する広報その他の運動 (2) 大和川水域の水質調査に対する協力

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
			河 南 町 太 子 町 狭 山 町 美 原 町 千 早 阪 村 奈 良 良 市 奈 良 高 田 市 大 和 郡 山 市 大 和 郡 理 市 天 理 原 市 櫃 原 井 市 桜 井 所 市 御 寺 町 王 寺 町	(3) 大和川水域における水質調査の調整 (4) 大和川水域における下水道整備計画の促進
15	神崎川水質汚濁対策連絡協議会 (44. 4. 18)	(事務局) 近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 堀 泰晴	近畿地方建設局 大阪通産局 国土庁大都市圏整備局 大 阪 府 兵 庫 県 大 阪 市 豊 中 市 吹 田 市 摂 津 市 茨 木 市 高 槻 市 池 田 市 箕 面 市 能 勢 町 豊 能 町 尼 崎 市 伊 丹 市 川 西 市 宝 塚 市 猪 名 川 町 神安土地改良区	(目的) 神崎川の実態の把握、水質管理を流域関係市町村並びに関係機関が一体となって施策を実施してその実効をあげる (事業) (1) 水質保全に関する広報及びその他の運動 (2) 水質改善のための調査 (3) 下水道整備事業に対する協力 (4) 不法投棄の取締り、工場の立入検査 (5) その他必要な事業

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
16	大阪港海水汚濁防止対策協議会 (42. 4. 20)	(事務局) 大阪海上保安監部 (会長) 大阪港長 友永 吉俊	大阪海上保安監部 近畿海運局 大阪通産局 神戸植物防疫所 大阪検疫所 大阪府 大阪市 堺市 高石市 泉大津市 民間28団体	大阪港およびその境界付近におけるごみ、流木、廃船、油、汚水などによる海水の汚濁防止に関する事項を協議し、もって船舶の航行安全確保および公害の防止を図るため、次の事項を調査、研究、協議し、対策を推進する (1) 汚濁の実態 (2) 汚濁の発生原因 (3) 汚濁防止対策
17	大阪地盤沈下総合対策協議会 (36. 11. 27)	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部計画調整課 (会長) 大阪市長 西尾 正也	大阪府 大阪市 大阪商工会議所	大阪における高潮防禦及び地盤沈下防止に関する総合対策の樹立並びにその実施の促進に必要な事業を行う
18	大阪エネルギー技術問題懇談会 (55. 4. 30)	(社)大阪工業会 (会長) 鴻池 藤一	大阪府 大阪市 (社)大阪工業会 他	(目的) 行政・産業界相互の立場からエネルギー問題の解消をめざし、省エネルギーの推進とローカルエネルギーの開発を重点的にとりあげ、府域の効率的なエネルギー対策に寄与することを目的とする

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
19	近畿府県主要都市 騒音振動連絡会 (48.10.31)	加盟府県市持回り	大阪府 兵庫県 京都府 滋賀県 奈良県 和歌山県 大田市 神戸市	(目的) 騒音振動公害に関する意見交換 情報・資料交換等を通じて、公 害行政の改善及び効果的な推進 を図る
20	道路交通公害対策 連絡会 (60.11.6) (63.12.2改称)	(庶務) 大阪市環境保健局 環境部自動車公害 対策課 (課長) 大阪市環境保健局 環境部長	建設省近畿地方建 設局 大阪府警察本部 大阪市 阪神高速道路公団	(目的) 大阪市内における道路交通騒 音振動問題の防止に関して、有 効適切な対策の検討並びに調査 研究及び問題発生に対する円滑 な処理を図るために、情報及び 意見の交換を行う
21	大阪国際空港騒音 対策協議会 (39.10.16)	(事務局) 伊丹市 (会長) 伊丹市長 矢筈 與一	豊中市 伊丹市 川西市 池田市 宝塚市 尼崎 西宮市 箕面市 大田市 吹田市 芦屋市	(目的) 大阪国際空港における航空機騒 音防止対策を図ること (事業) (1) 騒音の調査及び資料の収集 (2) 騒音防止対策の立案とその 促進 (3) 騒音防止及びその対策に関 する法制化の促進 (4) その他必要な事業

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
22	全国民間空港関係 市町村協議会 (42. 2. 23)	(事務局) 伊丹市 (会長) 伊丹市長 矢筈 與一	全国の民間空港に 関係する80市町 村が加盟	加盟市町村が有する民間空港関 連の各種の問題を総合的に調査 研究し、これを解決するための 方策を推進する
23	公害補償地域(大 気系)連絡協議会 (47. 5. 31)	大阪市環境保健局 環境部環境管理課	千 葉 市 東京都(千代田区 ほか19区) 横 浜 市 川 崎 市 富 士 市 名 古 屋 市 東 海 市 四 日 市 楠 町(三重県) 大 阪 市 吹 田 市 豊 中 市 堺 市 神 戸 市 東 大 阪 市 守 口 市 八 尾 市 尼 崎 市 倉 敷 市 玉 野 市 備 前 市 北 九 州 市 大 牟 田 市	(事業) (1) 国に対する要望事項の検討 と調整 (2) 国家予算獲得に対する運動 (3) 各都市との情報交換 (4) その他

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
24	近畿環境担当 部局長会議 (61. 8. 22)	(事務局) 大阪府環境保健部 環境局環境政策課	大阪府 兵庫県 京都府 和歌山県 奈良県 大分県 滋賀県 京都市 神戸市	環境問題に関する意見交換、情報交換等を行い、近畿地域の各府県及び政令指定都市における環境行政の効果的な推進に資することを目的とする

公 害 年 表

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
明治10年 (1877)			5月	・大阪府製造所(鉄工所、かじや、風呂屋)取締規則制定
11年				・渡良瀬川(栃木県)で足尾銅山鉍毒が著しくなる
17年				・大阪府ばい煙取締令(島之内、船場において鍛冶、銅吹工場の建設を禁止)制定
18年				・別子銅山(愛媛県)の亜硫酸ガス被害が広がる
21年				・大阪府ばい煙発生工場の建設禁止令(旧大阪市内に煙突を立てる工場建設を禁止し、既設工場は、東成郡、西成郡に強制移転)制定
22年	4月	○大阪市制施行(東、西、南、北の4区)		
23年				・鉍業条令公布(明25.6.1施行)
24年			12月	・国会で初めて公害問題の質疑が行われる
27年	3月	○初めて下水道改良事業に着手		
28年	10月	○市宮桜宮浄水場完成(水道事業開始)		
29年			2月	・大阪府製造場取締規則(製造場に対し、公害に係る許可制をとりいれ、我が国で最初に「公害」という用語が使用された)制定
31年	9月	○大阪市制特例廃止 ○市役所分課規定制定(庶務、労務、衛生、土木、会計の5部制)	4月	・河川法制定
34年			8月	・兵庫県高砂市の製紙会社の工場排水をめぐり、沿岸農漁民と紛争
39年			11月	・大阪アルカリ会社硫酸ガス事件発生(社会問題化)
40年	6月	○市立衛生試験所開設		
44年			3月	・工場法制定
大正 3年	3月	○木津川焼却場開設		
9年				
10年 (1921)	5月	○市庁舎、現在地に落成	12月	・大阪府工場取締規則(ばい煙、粉じん、廃液等を排出し、人の健康を害する恐れのあるときは設備の変更及び禁止を命令)制定

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
大正 11 年	9月	○ 第 1 期都市計画下水道事業認可される		・ 神通川（富山県）流域に奇病発生
13 年		○ 衛生試験所でばいじん量の測定開始		
14 年	4月	○ 衛生部衛生課を保健部と改称		
		○ 市域大拡張（44カ町を編入）		
昭和 2 年 (1927)		○ 市長を中心とした「大阪ばい煙防止調査委員会」設置		
3 年		○ 水準測量の改測により西大阪の地盤変動判明		
5 年		○ 自動車排出ガス（一酸化炭素）の測定開始		
6 年	10月	○ 「大阪ばい煙防止調査委員会」からばい煙防止規則制定方に関し、内務大臣、大阪府知事等に建議書を提出		
7 年			6月	・ 大阪府ばい煙防止規則（都市計画区域内において、一定濃度以上のばい煙の発散を禁止）制定
9 年		○ 地盤沈下、地下水位観測所を設置し、常時測定を開始		
12 年		○ 保健部保健係にばい煙担当職員を置き、燃焼の指導にあたる	9月	・ 保健所法公布
13 年	2月	○ 保健所を創設（阿倍野）		
15 年	4月	○ 下水処理場を創設		
17 年	4月	○ 保健部を保健局と改称		
		○ 衛生試験所を生活科学研究所と改称		
22 年	4月	○ 保健局を衛生局と改称		
24 年	7月	○ 大阪港湾技術調査会より「大阪の地盤沈下に関する研究」が発表され、地盤沈下の原因を明らかにした		
25 年 (1950)	4月	○ 生活科学研究所を衛生研究所と改称		
		○ 保健所に環境衛生監視員設置	8月	・ 大阪府事業場公害防止条例制定
26 年	3月	○ 工業用水道創設事業に着手		・ 横浜ゼンソク多発
28 年	10月	○ 街頭騒音の定点測定を開始	12月	・ 水俣病患者発生
29 年	4月	○ 工業用水道条例制定	4月	・ 大阪府事業場公害防止条例制定（全面改正）
				・ 清掃法制定
30 年	4月	○ 工業用水道の完工式挙行		
31 年	6月	○ ばい煙に関する世論調査を実施	6月 7月	・ 工業用水法制定 ・ 近畿地方大気汚染連絡協議会設立

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和33年	3月	○「町を静かに」の運動始まる	12月	<ul style="list-style-type: none"> 水質保全法制定 下水道法制定 工場排水規制法制定 工場立地法制定
	7月			
34年	11月	○ばい煙防止月間はじまる	3月	<ul style="list-style-type: none"> (社)大気汚染研究全国協議会設立
	4月			
35年 (1960)	11月	○大阪市煤煙防止会連合会(現大阪市公害防止会連合会)設立	7月	<ul style="list-style-type: none"> 地盤沈下対策都市協議会設立 四日市ぜんそく多発
36年	4月	○地下水くみ上げ施設(クーリングタワー)転換融資と助成措置の実施	12月	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府において、大気汚染濃度測定開始(二酸化鉛法による硫酸化物)
	11月			
37年	2月	○計画局に地盤沈下防止部、水道局に工業用水道部を新設	5月	<ul style="list-style-type: none"> 建築物用地下水の採取の規制に関する法律制定
	4月		○大阪市公害対策審議会設置	6月
38年	1月	○市内18ヶ所でスモッグの視程観測実施	7月	<ul style="list-style-type: none"> 東京にスモッグが続き問題化 工業用水法改正(地盤沈下対策の強化を図る) ばい煙規制法に基づく地域指定(大阪市及びその周辺地域)並びに排出基準設定
	6月			
39年	4月	○緑化百年運動スタート	10月	<ul style="list-style-type: none"> 全国大気汚染防止連絡協議会設立
			6月	<ul style="list-style-type: none"> 厚生省に公害課設置 新潟県阿賀野川水銀中毒患者多発
40年 (1965)	4月	○大気汚染常時監視機構の整備に着手	7月	<ul style="list-style-type: none"> 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律制定
	12月		○「大気汚染環境管理基準について」大阪市公害対策審議会から答申	10月
41年	4月	○西部臨海地帯における大気汚染対策を実施	5月	<ul style="list-style-type: none"> 四日市市に市が公害病患者に治療費を負担する制度の発足
42年	12月	○「大気汚染環境管理基準について」大阪市公害対策審議会から答申	6月	<ul style="list-style-type: none"> 公害防止事業団法制定
	4月		○西部臨海地帯における大気汚染対策を実施	11月
41年	4月	○西部臨海地帯における大気汚染対策を実施	12月	<ul style="list-style-type: none"> ばい煙、粉じんに係る規制基準制定(大阪府条例)
			9月	<ul style="list-style-type: none"> 新車の排出ガス規制実施(CO濃度3%)
42年	1月	○大阪府から立入権限をはじめ12項目の権限を委任される	6月	<ul style="list-style-type: none"> 下水道整備緊急措置法制定
	2月		○大阪府市公害行政連絡協議会設立	8月
	2月	○大阪市総合計画基本構想(マスタープラン)発表		<ul style="list-style-type: none"> 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律制定
	4月	○大阪港海水汚濁防止対策協議会設立		

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和 42 年	4 月	○大阪市公害防止設備資金融資制度設定		・四日市ぜんそく事件訴訟提起
	5 月	○大和川水質汚濁防止連絡協議会設立		
43 年	4 月	○大気汚染管理センター設置 ○大阪自動車排出ガス対策推進会議設立	6 月	・大気汚染防止法制定 ・騒音規制法制定 ・都市計画法制定
	7 月	○大気汚染管理センター完成により、大気汚染モニタリングステーション 11ヶ所をテレメータ化	8 月	・水銀による環境汚染防止暫定対策要領の通達（厚生省）
	8 月	○大阪市・尼崎市公害行政連絡協議会設立	9 月	・カネミライスオイル中毒患者多発
44 年	11 月	○市独自によるスモッグ情報の発令開始	12 月	・自動車排出ガス規制の開始（ガソリン車のCO規制）
	4 月	○神崎川水質汚濁対策連絡協議会設立 ○衛生局環境衛生課から公害指導課が独立	2 月	・二酸化いおうの環境基準閣議決定
	8 月	○此花区内主要 6 社から公害防止計画書を提出	5 月	・公害白書を国会に報告
	10 月	○「ビル暖房の規制について」大阪市公害対策審議会から答申	6 月	・新車の排出ガス規制強化（CO濃度 2.5%）
	12 月	○大気汚染による疾病多発地区として、西淀川区が地域指定される ○「公害に係る健康被害の救済に関する大阪市の方向づけについて」大阪市公害対策審議会から答申	10 月	・大阪府公害防止条例制定
45 年 (1970)			11 月	・10大都市公害主管局部長会設立
	12 月		12 月	・公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定
	1 月	○大阪市公害被害者認定審査会条例制定 ○公害被害認定審査会設置	2 月	・一酸化炭素に係る環境基準閣議決定
	2 月	○公害被害者に対する医療費、医療手当の支給開始	4 月	・水質汚濁に係る環境基準閣議決定
	4 月	○衛生局公害指導課から公害規制課が独立	6 月	・公害紛争処理法制定 ・ハイオクタンガソリンを規制し、自動車排出ガス中に含まれる鉛半減対策を発表（通産省）
	6 月	○西淀川区大気汚染防止緊急対策推進会議設立 ○西淀川区大気汚染緊急対策に着手	7 月	・東京都に光化学スモッグ発生 ・米の中のカドミウム濃度の安全基準を決定（厚生省） ・大阪府光化学スモッグ暫定対策実施要綱制定
	7 月	○大阪府市産業廃棄物処理対策協議会設立 ○西淀川区公害特別機動隊設置		・田子の浦ヘドロ問題化 ・中央公害対策本部設置を閣議決定
	8 月	○大阪市公害対策本部設置 ○此花区特別対策に着手		
	12 月	○此花区公害特別機動隊設置		

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和 45 年	12 月	○東住吉区加美、生野区巽両地区においてカドミウム汚染問題発生	12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム環境汚染問題発生（八尾地区等） ・水質汚濁防止法、農用地の土壤汚染の防止等に関する法律、海洋汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律等の公害関係 14 法制定、改正
46 年	1 月	○国道 4 3 号線沿道（大正、港）の交通公害防止に関し大阪府公安委員会に要望書を提出	3 月	・大阪府公害防止条例制定（全面改正）
	2 月	○（財）大阪産業廃棄物処理公社設立	5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音に係る環境基準閣議決定 ・公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律制定
	4 月	○バス専用、優先レーン対策の実施	6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法制定 ・特定工事における公害防止組織の整備に関する法律制定
	6 月	○総合計画局公害対策部と衛生局を合併して環境保健局を新設（管理部、保健部、環境部の 3 部制）	7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海環境保全知事市長会議設立 ・環境庁発足
		○大阪市、東大阪市、八尾市公害行政連絡会設立	8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・光化学スモッグが大阪府下に初めて発生
		○公害規制の権限が全面的に市へ委譲される	9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟水俣病事件新潟地裁判決
		○大気汚染管理センターを環境汚染監視センターと改称し、検査部門を併設	11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱制定 ・阪神広域大気汚染緊急時対策実施要綱制定
	8 月	○大気汚染防止計画基本構想（クリーンエアプラン'71）策定		<ul style="list-style-type: none"> ・いおう酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素に係る緊急時対策実施要綱制定（大阪府）
	10 月	○大阪市・堺市公害行政連絡協議会設立		<ul style="list-style-type: none"> ・BHC 全面使用禁止（農薬取締法の一部改正による）
	11 月	○木津川周辺特別対策機動班設置	12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁に係る環境基準の告示
	12 月	○「クリーンエアプランの実施について」大阪市公害対策審議会から意見		
	47 年	1 月	○PCBに係るアンケート等の調査実施	1 月
4 月		○国道 4 3 号線沿道（大正、港）の交通公害防止に関し大阪府公安委員会に対し、再度要望	5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法に基づき悪臭 5 物質を指定
6 月		○大阪港に廃船、廃油処理施設建設	6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・光化学スモッグ緊急時対策実施要綱制定 ・自然環境保全法制定
7 月		○国道 4 3 号線沿道（大正、港）の交通公害防止に関し、騒音規制法に基づき、近畿地方建設局、阪神高速道路公団に意見具申	7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法改正（無過失責任規定）
			10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・四日市ぜんそく事件津地裁判決 ・自動車排出ガスの量の許容限

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他		
昭和47年	9月	○市公用車に排出ガス防止装置取付け		度の設定方針（日本版マスクー法）告示		
			11月	・大阪湾海水汚濁対策協議会設立		
48年	1月	○大気汚染発生源工場にテレメーター装置を設置し、発生源の常時監視を開始	12月	・大阪地域公害防止計画策定		
				・自動車排出ガスの量の許容限度設定（48年度規制）		
			1月	・自動車排出ガス減少装置の取付義務化告示（道路運送車両法改正）		
			3月	・大阪府自然環境保全条例制定		
			4月	・熊本水俣病事件熊本地裁判決		
				・悪臭防止法に基づき指定地域、規制基準設定		
			6月	・「公害に係る健康被害損害賠償保障制度について」中央公害対策審議会から答申		
			7月	・大気汚染に係る環境基準告示		
				・第1回環境週間の実施		
				・大阪府環境管理計画策定		
				・都市緑地保全法制定		
49年	11月	○「悪臭防止法の施行に伴う規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会から答申	10月	・瀬戸内海環境保全臨時措置法制定		
				・公害健康被害補償法制定		
				・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定		
			12月	・航空機騒音に係る環境基準告示		
			6月	○大阪市河川浄化対策本部設置		・公害健康被害補償法制定
						・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定
					1月	・自動車排出ガスの量の許容限度設定（50年度規制）
					3月	・大気汚染防止法の規定による排出基準及び水質汚濁防止法の規定による排水基準を定める条例（上乘せ条例）制定
					4月	・大阪国際空港周辺整備機構設立
					5月	・自動車排出ガス量の許容限度設定（軽油車のジーゼル黒煙等）
					6月	・国土利用計画法制定
9月	・公害健康被害補償法施行					
	・公害健康被害補償法に伴う「地域指定要件等について」					
7月	○分区分が実施され、26区となる					
8月	○河川浄化の一環として水門操作実験開始					
	○大阪市公害被害者の救済に関する規則の廃止					
9月	○共同利用施設完成（北中島、三国、東三国、西三国）					
	○クリーンエアプラン'73に基づく主要発生源削減計画を策定					
11月	○「公害健康被害補償法に基づく地域指定について」大阪市公害対策審議会から意見					
	○公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大（12区）					
12月	○環境科学研究所（衛生研究所を改称）環境汚染監視センタ					

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他	
昭和49年		一が新庁舎へ移転、業務開始	11月	中央公害対策審議会から答申 ・硫黄酸化物に係る総量規制地域指定（大阪市・堺市ほか）	
50年 (1975)	1月	○騒音規制法に基づき、府公安委員会に対し交通規制を要請（国道43号線西淀川区出来島）	2月	・PCBを水質環境基準、排水基準に追加 ・自動車排出ガス量の許容限度設定（51年度規制）	
	2月	○「クリーンエアプラン'73に基づく主要発生源通減計画について」大阪市公害対策審議会から意見	7月	・7大都市首長懇談会において、自動車排出ガス対策の推進に関する声明の発表 ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準告示	
	3月	○公害健康被害補償法に基づく公害病認定患者の転地療養実施		・六価クロム禍問題全国的に広がる	
	4月	○「北港処分地における廃棄物の埋立処分に係る環境汚染防止対策について」大阪市公害対策審議会から意見	8月	・7大都市自動車排出ガス規制問題調査団設置	
	6月	○排水規制権限が下水道局に移管	9月	・自動車騒音の大きさの許容限度（許容限度を1～3ホン引下げる）の告示	
	8月	○六価クロム化合物含有鉱さい実態調査実施	10月	・水質環境基準の類型指定追加（第2寝屋川、平野川） ・大阪空港騒音調停成立	
	12月	○公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大（大阪市全域）	12月	・「環境影響評価制度のあり方について」中央公害対策審議会防止計画部環境評価制度専門委員会の検討結果発表	
	51年	3月	○「大阪市廃棄物処理計画について」大阪市公害対策審議会から答申 ○大阪市廃棄物リサイクルシステム開発委員会設置 ○大阪市総合交通対策本部設置	5月	・瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部改正（有効期限2年延長）
				6月	・振動規制法公布
				9月	・悪臭防止法の一部改正（悪臭物質に3物質追加）
			11月	・六価クロム化合物含有鉱さい環境汚染調査結果発表	
	12月	○転地療養施設を西奈良病院に開設	12月	・53年度自動車排出ガス規制の実施等を内容とする自動車排出ガス量の許容限度を改正する告示 ・新幹線鉄道騒音に係る地域指定告示（大阪府） ・（社）瀬戸内海環境保全協会設立	
52年	3月	○「大気環境基準達成手法ならびに環境管理のあり方について（硫黄酸化物・窒素酸化物及び粒子状物質対策）」大阪市公害対策審議会に諮問	3月	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正及び関係政省令等の施行（事業者処理責任・処理基準の強化、委託基準の設置、罰則の強化等）	
	4月	○「大気汚染防止法に基づく硫	5月	・大阪国際空港にエアバス就航	

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和 52 年		黄酸化物総量規制の導入について」大阪市公害対策審議会から答申	5月	・環境保全長期計画策定（環境庁）
	5月	○クリーン大阪センター完成（有害産業廃棄物コンクリート固化施設）	6月	・大阪地域公害防止計画の見直しについて閣議決定
	6月	○大阪廃棄物対策協議会設立 ○大阪府の硫黄酸化物総量削減計画を定めるに当たっての本市の意見について、大阪府知事あて具申	8月	・重量ガソリン車、ジーゼル車に係る52年度規制実施
	10月	○転地療養施設を長尾病院に変更	9月	・硫黄酸化物総量削減計画並びに硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準についての告示（大阪府）
53 年			11月	・振動規制法に基づく地域指定及び規制基準の告示（大阪府）
			12月	・「水質の総量規制制度のあり方について」中央公害対策審議会から答申
	1月	○「環境基準達成のための実施方策について」（硫黄酸化物総量規制実施に係る意見）及び「追加悪臭3物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会から答申	1月	・「自動車排出ガス許容限度長期設定方策について」中央公害対策審議会から答申
			3月	・自動車排出ガス54年規制及び自動車騒音54年度規制告示
	3月	○大阪市硫黄酸化物対策指導要領策定 ○悪臭防止法に基づく追加3物質に係る規制地域及び規制基準の告示	4月	・大阪地域公害防止計画再策定 ・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」中央公害対策審議会から答申
			4月	・瀬戸内海環境保全基本計画閣議決定
			6月	・自動車排出ガス昭和53年度規制実施 ・大阪国際空港に国際線エアバス就航
			7月	・「窒素酸化物対策の費用効果について」環境庁発表
			6月	・「瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」制定（水質総量規制制度の導入）
			7月	・二酸化窒素に係る環境基準の改定告示
54 年			10月	・環境庁大気保全局に交通公害対策室設置
			11月	・大阪府二酸化窒素専門家会議設置
	1月	○「総量規制のための技術的基礎について」大阪市公害対策審議会から窒素酸化物対策中間報告	1月	・窒素酸化物及び加速走行騒音に係るガソリン、LPG車の54年規制の実施
	2月	○大阪湾岸線ならびに関連道路に係る環境予測の実施	2月	・「環境影響評価に係る技術的事項について（案）」環境庁とりまとめ

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和54年 55年 (1980)			3月	・「水質の総量規則に係る総量規制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法等を定めるに当たっての基本的な考え方について」中央公害対策審議会答申
	4月	○水質常時監視システム稼動開始	4月	・「環境影響評価制度のあり方について」中央公害対策審議会答申
			5月	・「自動車公害防止技術に関する第1次報告」環境庁公表
	7月	○OECDのセミナー(都市交通と環境)に市長出席	6月	・東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の化学的酸素要求量(COD)に係る総量削減基本方針を策定
			8月	・軽量、中量ガソリン車に対する自動車排出ガス56年規制を告示
			10月	・「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」公布(滋賀県)
	3月	○公害に係る市政モニター調査結果発表 ○公害パトロール車に電気自動車2台を導入	1月	・大阪府合成洗剤対策推進要綱制定
			3月	・大阪府等20都府県の化学的酸素要求量(COD)に係る総量削減計画を承認(内閣総理大臣)
				・「環境影響評価法案要綱」を関係閣僚会議了解
				・「二酸化窒素に係る環境基準の科学的根拠について」大阪府二酸化窒素に係る専門家会議報告
			4月	・化学的酸素要求量(COD)に係る総量削減計画を告示(大阪府)
4月	○環境保健局に悪臭規制係を新設		5月	・隣及びその化合物に係る削減指導方針を告示(大阪府)
				・「幹線道路の沿道の整備に関する法律」制定
				・大阪府、化学的酸素要求量に係る総量規制基準告示
				・既設施設についての窒素酸化物の第3次排出基準適用
			6月	・中央公害対策審議会・交通公害部会を設置
7月	○瀬戸内海環境保全知事・市長会議(大阪市において開催)		9月	・重量ガソリン車、軽貨物車及び副室式ジーゼル車に対する排出ガス並びに乗用車に対す

年	月	大 阪 市	月	大阪市、国、その他
昭和 55 年	10月	◦ 大阪市合成洗剤対策実施要綱制定	11月	<ul style="list-style-type: none"> る 57 年規制を告示 ・名古屋地裁・新幹線公害訴訟判決 ・地球的規模の環境問題に関する懇談会設置（環境庁） ・中央公害対策審議会「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長について」を意見具申 ・生活環境審議会「大都市圏域における廃棄物の広域的処理に関する基本的方策について」答申
	12月	◦ 沿道環境調査検討会設置	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ダンプンク条約）発効 ・中央公害対策審議会企画部会「1980年代の環境政策を展開するための検討課題について」報告
56 年	3月	◦ 大阪市公害対策審議会総合調査部会を設置	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・新型の軽量ガソリン車に対する自動車排出ガス 56 年規制実施 ・中央公害対策審議会「湖沼環境保全のための制度のあり方について」答申
	6月	◦ 環境庁設置 10 周年記念講演会	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（いわゆる財特法）の適用期限 10 年延長
	8月	◦ ぜん息児を対象とした健康回復合宿を実施	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府環境管理計画策定プロジェクトチーム設置 ・運輸省関西新空港計画 3 点セット要約提示
			6月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府関西新空港地域整備構想まとまる ・窒素酸化物総量規制実施のため、大気汚染防止法施行令の一部改正 ・広域臨海環境整備センター法公布
			8月	<ul style="list-style-type: none"> ・直接噴射式ジーゼル車に対する排ガス並びに中型車に対する騒音の 58 年規制を告示
			9月	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物に係る総量規制基準等について定める大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令等公布

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和 56 年			10 月	・京都市「京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例」公布
			11 月	・水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令
			12 月	・大阪空港公害訴訟最高裁判所判決言渡し
57 年			2 月	・「環境庁十年史」発行
			3 月	・大阪府環境総合計画概案発表
			3 月	・大阪湾広域臨海環境整備センター設立
	6 月	・大阪自動車排出ガス対策推進会議を大阪自動車公害対策推進会議に改称	6 月	・大阪府産業廃棄物処理計画策定 (昭和 57～65 年度)
	8 月	・産業廃棄物実態調査 ・全下水処理場の高級処理化達成	10 月	・大気汚染防止法に基づく窒素酸化物総量削減計画の告示 (大阪府)
			11 月	・中央公害対策審議会「湖沼の窒素及びリンに係る環境基準及びその測定について」答申
			12 月	・大阪府環境総合計画策定
			3 月	・内閣総理大臣、第 2 次及び第 3 次地域の公害防止計画を承認
			4 月	・大阪府公害防止条例の改正による「深夜における音響機器の使用時間制限」の施行 ・廃棄物処理法施行令の一部改正（「建設木くず」の産業廃棄物指定）公布 ・中央公害対策審議会、「今後の交通公害対策のあり方について」答申
	5 月	・クリーンウォータープラン '83 (大阪市水域環境保全基本計画) 策定		
	6 月	・第 1 回環境月間（1～30 日） ・大阪市公害対策審議会「窒素酸化物対策のすすめ方について」答申 ・産業廃棄物行政に関する事務を環境事業局に移管		
			7 月	・中央公害対策審議会企画部会「環境保全長期計画フォローアップ作業報告」
			11 月	・「環境影響評価法案」衆議院解散に伴い審議未了につき廃案

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和59年	1月	○ニュークリーンエアプラン (大阪市大気環境保全基本計画) 策定		
	3月	○「大阪市環境影響評価連絡会 等設置要綱」制定	2月	・「大阪府環境影響評価要綱」 制定
			7月	・「湖沼水質保全特別措置法」 制定・公布(60年3月施行)
			8月	・「環境影響評価の実施につい て」閣議決定 ・環境庁「トリクロロエチレン 等の排出に係る暫定指導指針」 設定
			9月	・中央公害対策審議会「窒素及 び燐に係る排水基準の設定に ついて」答申
			12月	・「湖沼水質保全基本方針」公 表
60年 (1985)	1月	○「悪臭規制評価技術検討会」 を設置し、官能試験法の導入 についての検討を始める		
	4月	○ニュークリーンエアプランに 基づく「大阪市窒素酸化物対 策指導要領」策定	3月 4月	・環境庁「名水百選」発表 ・環境庁「窒素酸化物対策検討 会」設置 ・濃尾平野、筑後・佐賀平野地 盤沈下防止等対策要綱の策定
	11月	○大阪市公害対策審議会大気部 会に「粒子状物質小委員会」 を設置 ○「道路交通騒音振動対策連絡 会」設置	6月 10月	・「大気汚染防止法施行令の一 部を改正する政令」公布(小 型ボイラーを規制対象に追加) ・瀬戸内海環境保全審議会「瀬 戸内海の富栄養化防止に関す る基本的考え方について」答 申
61年	2月	○沿道環境調査検討会が報告書 をとりまとめる		
	4月	○「大阪市悪臭防止指導要綱」 制定・施行 ○騒音規制法及び振動規制法施 行令等の改正に基づく規制地 域の指定等の告示	12月	・環境庁「大都市地域における 窒素酸化物対策の中期展望」 公表
			4月 7月 10月 12月	・大阪府「燐及びその化合物に 係る削減指導方針」策定 ・瀬戸内海関係13府県知事「燐 及びその化合物に係る削減指 導方針」策定 ・国道43号線訴訟神戸地裁判決 ・中央公害対策審議会「公害健 康被害補償法第一種地域のあ り方等について」答申 ・環境庁「環境保全長期構想」 公表

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和 62 年	3月	○「環境データ処理システム」導入	1月	・中央公害対策審議会「社会経済条件及び公害の態様の変化に対応した公害防止計画のあり方について」意見具申
			5月	・大阪府「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」策定
昭和 63 年	4月	○環境部機構改革により課系の統合、移管、名称変更ならびに新設を行う。 (環境管理課・計画調整課・環境保全課・自動車公害対策課・環境汚染監視センター)	9月	・「公害健康被害補償法の一部を改正する法律」公布 (63年3月1日施行)
			10月	・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布 (ガスタービン、ディーゼル機関を大気汚染防止法の規制対象施設に追加)
			12月	・大阪府「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」策定
			3月	・内閣総理大臣、第2次、第3次地域公害防止計画を承認
			3月	・環境庁 環境教育懇談会報告を公表
			4月	○「建設作業に係る指導方針」実施
			4月	○「大阪市小児ぜん息等医療費助成制度」発足
			8月	・環境庁、地球環境保全対策を推進するため「地球環境保全企画推進本部」を設置
8月	・中央公害対策審議会「水質汚濁防止法の規制対象事業場の追加等について」答申			
8月	・「水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する法令」公布(規制対象事業所として、共同調理場、飲食店等を追加：10月1日施行)			

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
平成元年	1 1 月	○窒素酸化物緊急対策を実施 (1 1 月～1 月)	1 1 月	・環境庁「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部を改正する件」告示
	1 2 月	○「大気汚染防止推進月間」と定めNO ₂ に関するキャンペーンを展開	1 2 月	・環境庁、テレビ、ラジオを通じて、「二酸化窒素予報事業」を実施
	1 月	○「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物削減指導要領」を策定 (2 月 1 日施行)	1 2 月	・環境庁「窒素酸化物対策の新たな中期展望」公表
			昭和 6 4 年 1 月	・「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」日本国について発効
	2 月	○「大阪市自動車公害防止計画」を策定	平成 元 年 2 月	・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し、「石綿製品等製造工場から発生する石綿による大気汚染の防止のための制度の基本的な在り方について」諮問(3 月 1 3 日答申)
	2 月	○公害パトロール車に電気自動車 1 0 台を導入	2 月	・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し、「水質汚濁に関する環境基準等の項目追加等について」諮問 (3 月 1 8 日答申)
			3 月	・「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する法令」公布(有害物質としてトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを追加: 1 0 月 1 日施行予定)
			3 月	・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する法令」公布 (第 2 種特定化学物質としてクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を指定: 4 月 1 日施行)
	4 月	○低公害自動車普及融資制度発足		
	6 月	○大阪市低公害車普及促進検討会を設置		
	7 月	○大阪市低公害車普及助成制度発足		
7 月	○大阪市公害対策審議会「浮遊粒子状物質対策のあり方について」答申			